

令和7年第5回大町町議会（臨時会）会議録（第1号）						
招集年月日	令和7年11月7日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開会	令和7年11月7日	午前9時30分	議長	諸石重信	
	閉会	令和7年11月7日	午前10時01分	議長	諸石重信	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 7名 欠席 1名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	諸石重信	○	5	山下淳也	○
	2	三根和之	○	6	早田康成	○
	3	北沢聡	○	7	三谷英史	○
	4	江口正勝	○	8	藤瀬都子	△
会議録署名議員	2番	三根和之	3番	北沢聡		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	山口順也		
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	川原恵		
	会計管理者	宮崎貴浩	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	亀川修		
	企画政策課長	藤瀬善徳	町民課長	吉村秀彦		
	町民課参事	副島徳二郎	子育て・健康課長	灰塚重則		
	福祉課長	釘本あゆみ	子ども保育課長	前山正生		
農林建設課長	古賀九州男	教育委員会事務局長	井手勝也			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和7年11月7日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の報告及び一括上程
- 日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決
- 日程第5 継続審査について

午前9時30分 開会

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は7名、欠席議員1名でございます。欠席議員は8番藤瀬議員、病気療養のため欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、令和7年第5回大町町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本臨時会において、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため町長、副町長、教育長及び各課長の出席通知がありましたので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（諸石重信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番三根議員、3番北沢議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（諸石重信君）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第3 議案の報告及び一括上程

○議長（諸石重信君）

日程第3. 本臨時会には、告知のとおり、町長提出の議案3件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

ただいま朗読させました議案第43号から議案第45号までを一括上程し、これより議題といたします。

日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（諸石重信君）

日程第4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

おはようございます。本日、令和7年第5回大町町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中御参集いただき、御審議を賜りますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたします議案につきましては、一般会計補正予算案件1件、議会の議決に付すべき契約案件1件、訴えの提起案件1件の3議案を提案しております。

これより提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号 令和7年度大町町一般会計補正予算（第3号）について。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ123万4千円を増額し、予算総額は58億51万1千円となっております。

歳入としまして、地方交付税123万4千円を追加し、歳出としまして、普通旅費68万4千円、訴訟業務委託55万円を追加しております。

議案第44号 令和7年度大町保育園園舎改修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

本議案につきましては、大町町財務規則第116条に基づき、令和7年5月28日に指名競争入札に付した大町保育園園舎改修工事の変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な要因は、外壁劣化部詳細調査の結果、劣化補修範囲の増加や、園児のけが防止のため外壁を厚塗りする塗装仕様への変更等であり、これにより、消費税額508万5,300円、契約金額を増額するものでございます。

議案第45号 訴えの提起について（損害賠償請求）。

令和5年度ふるさと納税一括管理業務の委託先である相手方がふるさと応援寄附金事業に係るコンテンツを故意に損壊した事実により町に損害を与えたことから、当時の委託先であった株式会社オフィスPDC改め現在の株式会社エスエスシーと、損壊に関わった当時の株式会社オフィスPDC、代表取締役、米原正彦氏及び社員、重富美宏氏の2名に対して損害額2億2,549万9,873円等の支払いを求めるため、損害賠償請求をするものでございます。

以上3議案、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（諸石重信君）

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。6番早田議員。

○6番（早田康成君）

補正予算について、旅費のところですけども、旅費の有効活用ということ考えた場合に、町長はいろいろ出張されて大変なところではございましょうけれども、その会議の資料等について、我々議会の議員に対してもやはり必要なものがあるかと思うんです。そういったものについて配付をしていただいて、我々の勉強の資料とさせていただくことはできないのでしょうか。そこについてちょっとお伺いします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

資料等については、総会の資料とかいろいろありますけれども、議会の議員さんの個々の

勉強のためにその資料を配付するという事は考えておりません。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

議案第44号、保育園園舎変更契約ですけれども、詳細の説明をお願いします。

○議長（諸石重信君）

子ども保育課長。

○子ども保育課長（前山正生君）

ただいま三谷議員から御質問された件についてお答えいたします。

先ほど提案理由の中で説明されましたが、変更の主な要因で一番変更が大きい要因は、外壁劣化部着工前調査の結果、劣化補修、ひび割れ、欠損部等範囲の増加で、これは目視で行った設計数量と足場を組んで行った着工前検査での数量に差異が生じたものとなります。こちらの分が変更契約の大体6割方になります。

次に、2番目に変更が大きい要因は、園児のけがの防止のため、外壁を厚塗りする塗装仕様への変更で、設計では1回塗装する予定でしたけれども、2層に厚塗りをし、凹凸をなくす処理を行っております。

あと、ほかに経年劣化したトイレの鏡の交換、屋外照明器具の更新等を行っております。

以上となります。

○議長（諸石重信君）

7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

塗装対象部分が広がったということですが、契約するに当たって、あれは足場を組まない状態で目視だけでやっておって、今回、足場を組んでまた目視でやったということですか。——ああ、やっぱりそんな感じで広がるわけですね。

そして、二度塗りというのは、普通、何か下塗りとか中塗り、そして本塗装とかですね。そいぎ、いわゆる上塗りを2回やるということですね。普通、2回やらないんですかね。そして、何で2回塗ることによって落下防止につながるのか、素人なのでよく分かりません。よろしくをお願いします。

○議長（諸石重信君）

子ども保育課長。

○子ども保育課長（前山正生君）

三谷議員の質問にお答えいたします。

最初、設計では目視で行ったんですけれども、実際、足場を組んで近くで見たら、予想以上にひび割れ、劣化部分の補修範囲が多かったということで報告を受けております。

続きまして、塗装に関しましては、一応塗っていただいたんですけれども、まだ凸凹が多くて園児がけがするおそれがあるということで、またそこで追加して厚塗りをして凹凸をなくす塗装をしていただいております。

○議長（諸石重信君）

7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

素人なのでよく分かんないですけれども、凸凹があるから、落下防止のためにもう一回塗るという、その辺がちょっと理解できません。

○議長（諸石重信君）

子ども保育課長。

○子ども保育課長（前山正生君）

三谷議員の再質問にお答えいたします。

塗装に関しましては落下とは関係ありませんで、もともとぎざぎざする外壁でしたので、そこを滑らかな外壁にする塗装を行っております。

○議長（諸石重信君）

4番江口議員。

○4番（江口正勝君）

同じく議案第44号で、あらかた今説明があったと思います。基本的に、5月28日に入札して半年ぐらいで500万円上げてくださいと。入札の段階である程度、厚塗りしなきゃいかんとか、外壁がちょっと予想外に損壊していたとか分からなかったのかね。普通一般的には、諸物価高騰、人件費高騰のためとかというのがばあっとあって、何でもかんでも上げりゃいいみたいな流れがあるんですけども、今回は具体的に外壁のやり直しを、念を入れなきゃいかんということなんだけれども、たかだか半年の間にこんなに上がること自体、このシステムそのものに私はちょっと疑問を持ちますね。

もう一つは、請負業者の方がこの辺のことを何で最初の段階で見抜けなかったのかと疑問に思っていますけれども、この業者のこうこうしかじかで500万円上げてくださいということに対する妥当性、正当性に対しては、町はどのような認識をお持ちなんですか。うん、そう、分かったという感じですか。答弁よろしく。

○議長（諸石重信君）

子ども保育課長。

○子ども保育課長（前山正生君）

ただいまの江口議員からの御質問にお答えいたします。

昨年、委託して設計を作成しております。それに基づいて請負業者が工事を行っておりますけれども、やっぱり現場を工事していく中で、臨機応変にしていた中で金額が上がっております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

4番江口議員。

○4番（江口正勝君）

分かりました。いずれにしても、今回の件に限らず、これからいろんな事業を請け負う業者の方々には、こういうケースが極力少なくなるように、しっかりと調査の上に予算金額を提示するように御指導——御指導というか、伝えるようお願いして、この問題は終わります。

○議長（諸石重信君）

答弁はよろしいですか。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

○議長（諸石重信君）

6番早田議員。

○6番（早田康成君）

議案第45号ですけれども、この3番の請求金額についての積算根拠について御説明をお願いします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

議案第45号 訴えの提起について（損害賠償請求）の損害賠償額につきましては、逸失利益と実損害の2つの合計となっております。

まず、逸失利益でございますが、令和5年度のふるさと納税寄附金の実績額、約8億3,200万円を基礎として専門家の御意見を基に算出しております。

令和6年度の見込み寄附額として、年度変動や大規模自然災害などの被災地への支援目的、あるいは日用品への寄附の変化、それと委託事業者の変更などなどの影響のマイナス要因を最大4割といたしまして、寄附サイトの閲覧数に対する寄附転換率、コンバージョン率と申し上げますが、このコンバージョン率の令和5年度と令和6年度の差が4%ございますので、令和6年度の最低寄附見込額を約5億2,000万円程度と推計いたしております。この推計額から令和6年度の寄附実績額約1億3,600万円を差し引き、さらに諸経費を除いた令和6年度の応援寄附の基金への積立率57%余りを乗じた約2億2,100万円を損害額として設定しております。

次に、実損害額として、損壊後に復旧全般に要しました経費として434万円程度を算出しており、その合計が今回訴えの提起に示しております2億2,549万9,873円というふうになっておるところです。

以上です。

○議長（諸石重信君）

6番早田議員。

○6番（早田康成君）

その件については、行政のほうではなかなか難しいところがあるんですけども、その事務手続をされた方は誰ですか。逸失利益のその積算根拠は誰がやったのかということですよ。企画政策課長がやったんですか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

先ほど御答弁したとおり、専門家の御意見を基に算出しております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

3回目、まとめてください。早田議員。

○6番（早田康成君）

最後ですけれども、逸失利益だけでなく、うちの精神的な請求というのはいないんですか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

今回は計上しておりません。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

関連です。当初予算で8億円、それで実質1億3,000万円、いわゆるその差額を損害賠償請求してもよかったんじゃないかと思うんですけれども、そうしなかったその理由を教えてください。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

先ほど御説明申し上げましたように、寄附の年度によって、年度変動、社会情勢、あるいはいろいろなものがございますので、そこを鑑みた上で専門家の御意見をお伺いし、この損害賠償請求額を計上しております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

質問というよりも意見みたいな形になるかも分かりませんが、納税額が落ちてきた当時、我々議会で大分この辺は質問が出ました。そのとき町長答弁としては、あくまでもデータ損壊によって、これが要因だということで一貫して説明を続けられました。そういうことからすれば、結局8億円の当初予算、そして実績1億3,000万円の差額、町の姿勢とし

て当然要求すべきじゃないかと思うんですけども、何かその辺のことを含めて答弁があれば。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今、三谷議員が言われましたとおり、3月定例会で一般質問がありました。そのとき私が言ったのは、このデータ損壊により令和6年度のふるさと応援寄附金に影響があったことは我々も承知をしているが、詳細については専門家に相談しており、1年ほどかかる、公にお答えする情報は持ち合わせていないというふうに申し上げております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。4番江口議員。

○4番（江口正勝君）

議案第45号の件、請求の根拠については、今、早田議員が聞いたので大体分かりました。

もしこの2億2,500万円の町の主張が正当であると提訴ができて町が勝った場合、相手側に支払い能力があると思いますか。その辺はどう判断されているのでしょうか、お願いします。

○議長（諸石重信君）

どうですかね。今、訴えの提起を行うということで、それは先のことじゃないかと思えますけど、何か執行部から御回答いかがでしょうか。水川町長。

○町長（水川一哉君）

これについては裁判の結果ですので、我々が承知はしておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（諸石重信君）

4番江口議員。

○4番（江口正勝君）

分かりました。

私が思ったのは、もし町が勝ったにしても、2億何ぼも支払うお金を持っていないんじゃないか、それが分かった上で、あえてこういうふうなことを町側はやっていますよというこ

とで、言葉は悪いけれども、ポーズを取っているのかなというふうに思ったので伺ったんですけれども、そうでないことを願っております。

終わります。

○議長（諸石重信君）

答弁よろしいですね。

ほかに。2番三根議員。

○2番（三根和之君）

私は議案第44号の保育園の変更契約の増額の話で質問させていただきます。

今回、提案理由のほうでもありましたが、その内訳、塗装の分で幾ら増額になったのか、それから劣化箇所の増によって幾らになったという積算の金額をまずお願いしたいということで質問します。

○議長（諸石重信君）

子ども保育課長。

○子ども保育課長（前山正生君）

ただいまの三根議員からの御質問にお答えいたします。

一番大きかった変更が劣化部補修の増加の分で、おおよそ300万円ほどの増額になっております。次に多かったのが工程変更の分で100万円ほど増額になっております。あと、そのほかで100万円ほど増額になって、500万円の増額となっております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、以上をもちまして質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第43号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第44号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第44号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第45号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第45号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第5 継続審査について

○議長（諸石重信君）

日程第5. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛てそれぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申出が提出されております。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和7年第5回大町町議会臨時会はこれにて閉会をいたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前10時1分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年11月7日

議 長 諸 石 重 信

会議録署名議員 三 根 和 之

会議録署名議員 北 沢 聡

局 長 坂 井 清 英